

令和2年11月10日

第32回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年11月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所浪岡庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年11月10日（金曜日） 午後1時49分

4. 議案

- 議案第169号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第170号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第171号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第172号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第173号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第174号 行政文書開示決定等に対する審査請求について

- 報告第112号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第113号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第114号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	7番 工藤 隆志
8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光	10番 齊藤 光朗
11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一	13番 堤 武久
14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光	16番 西塚 伸
17番 福士 修身	18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	永澤 治	事務局 次長	竹内 芳
浪岡分室 長	坂本 公平	主 幹	櫻田 正
主 査	佐々木 伸哉		

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長(福士修身会長)

それでは、ただ今から、第32回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中18名が出席しております。以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。18番福田公夫委員、19番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第169号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が7件及び賃借権設定が6件で合計13件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足のためなどの理由で、譲受人又は借主につきましては、自作地拡張のためなどの理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付しております調査書等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(福士修身会長)

これより、2ページ目の所有権移転の申請番号181番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(大柳壽憲委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより、所有権移転の申請番号181番について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

所有権移転の申請番号181番について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○議長(福士修身会長)

次に、3 ページ目の所有権 185 番を審議しますが、申請者は、新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議をお願いいたします。それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○●●●●氏

よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

どうもご苦労様でございます。まず簡単に、自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●です。よろしく申し上げます。今回申請に至った経緯ですけれども、経営主である父親が高齢となってきたため、ケガによって現状継続が困難となりつつあるため、農地を継承して農業経営を行いたいと思っています。農作業歴は 6 年と短いですが、機械などは父から借りつつ、栽培技術や知識についても父をはじめとして色々な方々から教えてもらい頑張りたいと思います。

○議長(福士修身会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○2 番 (穴水佳行委員)

はい。

○議長 (福士修身会長)

はい、穴水委員どうぞ。

○2 番 (穴水佳行委員)

2 番穴水です。よろしく申し上げます。私も新城地区で農業やっております、この計画ですと 5 年後で 20,000 m²ということで、面積が結構大きい。お父さんの農地の面積が大きいと思うので

すが、この辺りはすべて継承していくという形ではなく、一部継承していく形なのでしょうか。

○●●●●氏

最終的には全部継承したいとは思っています。ただ、初心者なので、全く何もわからないまま今まで手伝いとして父に付いて仕事はしてきたけれども、知識が乏しい部分が多いと思うので、段階的に。最終的には、全面積を継承してそのまま経営を繋げていきたいと思えます。

○議長(福士修身会長)

他にご意見のある方、ありましたらどうぞ。

1 番秋谷委員どうぞ。

○1 番 (秋谷進委員)

1 番秋谷です。どうも●●さん、ご苦労様でございます。4 点ほど、お尋ねしたいと思います。まず 1 点目は、●●さんはお父さんの農業経営を手伝って今まで来たのかどうか。1 点目でございます。

2 点目は、現在、お父さんは何歳か。

3 点目は、今、1 町 6 反を贈与受けて、5 年後に 2 町歩にしたいという計画ですけれども、スピードが遅いのかなと感じるのですけれども、その点について。

4 点目は、将来どういう農業経営をしたいと思っているのか。以上、4 点について伺います。

○●●●●氏

まず、父の年齢なのですけれど、67 歳です。手伝いといっても、計画書の方には 6 年と書いてあるのですけれども、最初の 3 年間は会社勤めをしながらの本当に休みの時だけ、繁忙期だけ集中的に手伝うという形をとっていて、3 年前に勤め先を辞めて、父に付いて通年して仕事をしてきたというのが後の 3 年という事になります。計画では、5 年後に 2 町歩というスピードがどうかと話がありましたけれども、もちろんスピード感が無いのは計画を書いていて自分でも実感があります。ただ、慎重に行きたい部分だと思っています。穴水さんから質問いただいた時に、全面積継承したいとはお伝えしたのですけれども、もちろんそこを目指して、慎重になりつつも父の年齢も考えてある程度意識してやっていこうとは思っています。

将来の農業どういう経営を、というお話だったのですけれども、笑うかもしれないのですけれども、天気に左右されない一定量あげられるような農業経営を行っていれば安定するのではないかなとは考えています。以上です。

○1 番 (秋谷進委員)

はい、ありがとうございます。将来、水稻を主体にしてやっていこうと思っているのか。

2 点目、お父さんまだ 57 歳だとまだ若いですね。

(67歳だよ、という声あり)

○1番(秋谷進委員)

67歳。67歳だと、そうだよな。今までも水稲経営の経験は無かったというふうに考えていいのですか。

○●●●●氏

直近3年間はやっています。3年前に会社を辞めてからはずっと、父の元で働いています。

○1番(秋谷進委員)

はい、わかりました。

○議長(福士修身会長)

他にご質問ある方。

○10番(齊藤光朗委員)

はい。

○議長(福士修身会長)

はい、齊藤委員どうぞ。

○10番(齊藤光朗委員)

10番齊藤ですけれども。私も周りに農家やりたいという若い者何人かと付き合っているのですけれども、色んな事言うのですが、仲間を必ず作ってくださいということを良く言っているのです。昔であれば、4Hクラブとか農協青年部とか。これが新規就農の150万の対象となれば、農協のサポートセンターとかで。今現在、仲間がいるのかわかりませんが、とにかく仲間を求めて、一緒にやっていければ、色んなことを乗り越えるのがスムーズにいくと思いますので、仲間を探し求めてください。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長(福士修身会長)

他にご質問ある方いらっしゃいますか。

ございませんか。

○議長(福士修身会長)

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。今日は、大変ありがとうございます。ご苦勞様でございました。

○●●●●氏

よろしく申し上げます。

(●●●●氏 退場)

○議長(福士修身会長)

それでは、議事参与制限があった所有権移転の申請番号 181 番を除く本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

ご意見ある方はございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

議事参与制限があった所有権移転の申請番号 181 番を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 170 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 1 件でございます。申請は浪岡地区の非線引都市計画区域内におけるものであります。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 170 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 60 番案内略図①と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につき

ましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3、4 ページ目が位置図、これは概要図と拡大図でございます。5 ページ目が法務局にある地図、6 ページ目が土地利用計画図、7 ページ目が建物平面図、8 ページ目が建物の立面図、9 ページ目が転用しようとする農地の登記簿謄本でございます。

議案第 170 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準につきましてですが、申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 2 種農地のいずれにも当てはまらないことから、その他農地と判断されます。そして、その他農地の許可基準は第 2 種農地と同様とされております。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できませんが、第 1 種農地の不許可例外、言い換えますと例外許可事由ですが、これに当てはまる場合は許可できるものとされております。その第 1 種農地の例外許可事由の中に、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、というのがあります。今回の転用は一般住宅の建築で、吉内の既存集落に接続、真中に建てることから、この項目に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(福士修身会長)

説明が終わりましたので、これより本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

どなたかございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 171 号及び 172 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局より、

議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 6 件の合計 7 件であります。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページ目から 11 ページ目までの議案第 172 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対するの意見も求められています。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

次に議案第 173 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案につきましては、担当課の農業政策課から浪岡農業振興地域整備計画の変更について説明がございます。

○議長(福士修身会長)

それでは、まず自己紹介をしていただいて、浪岡農業振興地域整備計画の変更案の説明をお願いいたします。

○農業政策課 吉田真知子技師

農業政策課の吉田です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

浪岡農業振興地域整備計画の変更案という事で、右上に議案第 173 号関係資料ということでホチキス止め 3 枚のものをご覧ください。表紙 1 枚めくっていただいて、今回の変更ですけれども、農用地利用計画、土地の利用計画の変更は今回ございません。今回は計画書の中に、農業生産基盤の整備開発計画ということで、土地の基盤整備の計画の部分を変更するものになります。3 枚目が新旧対照表ですけれども、今回は表の 2 段目、畑地帯総合整備ということで、県の事業です。県営野沢 3 期地区、畑地帯整備事業ということで、野沢地区、具体的には樽沢と女鹿沢の地域で農道整備と営農用水施設の整備をする事業を追加、整備事業の計画を追加するものです。

工事の着工予定が事前の調査も含めて令和 3 年、来年度から令和 8 年度まで、受益の範囲が 148.4ha の予定です。農道の整備、営農用水の取水施設、ポンプ、貯水施設などを整備する予定です。説明は以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいま農業政策課が行った説明内容について、何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。どなたかございませんか、ご意見のある方。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、私から簡単にお尋ねいたしますけれども、これは野沢地区の継続の事業ですよ。

○農業政策課 吉田真知子技師

そうですね。今まで第 1 期、第 2 期という事で、平成 14 年から継続して行っている事業の 3 期目です。

○議長(福士修身会長)

地元の人からの意見で、面積が例えば 1 反歩とか小さな農地があつて、それを整備改良事業やると残りの畑が少なすぎるのだから様々な意見があるのです。要するに道路に取られてしまう。そういう意見もございますので。

○農業政策課 吉田真知子技師

農業振興地域整備計画の計画書の変更に関しては、あくまでもこの地域で農道の整備と営農用水施設の整備をする事業を行う計画です、というところまででして、その詳細、具体的にどこを範囲にするかとか、どこを用地化するかとか、そういうところに関しては今後、担当課の農地林務課と土地の所有者の方々とで調整することになるので、その詳細までは、この計画の変更では決定はしないということになります。

○議長(福士修身会長)

はい、わかりました。ありがとうございます。

ご質問、ご意見ある方ございますか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

無いようですので、それでは、農業政策課が行った説明した件について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、異議なしと認め、そのように決定します。農業政策課さん、大変ありがとうございました。お疲れ様でございます。

(農業政策課職員 退場)

○議長(福士修身会長)

次に、議案第174号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案については、●●●●氏からの行政文書開示請求に関して農業委員会事務局側で対応して参りましたが、その対応が正しかったかどうか、審査会、これは青森市情報公開、個人情報保護審査会という審査会ですが、こちらから審査結果が来ましたので、そ

れを踏まえて、請求人である●●●●氏に農業委員会としての見解を、裁決書という形で知らせる趣旨であります。

経緯を話しますと、平成 28 年から 29 年にかけて相当の数の行政文書開示請求、これは平たく言いますと、自分は行政文書を見たいので、見たい行政文書を見せくださいという請求でございます。これが●●●●氏から出されたものでございます。それに関して、農業委員会事務局としては全部開示、一部開示、全部不開示の決定、又は行政文書が存在しない、行政文書不存在の通知をしたところでございますが、それに対して 92 件の審査請求が農業委員会事務局に出されたものでございます。

その 92 件のうち、2 件につきましては、いずれも弁明書の送付等所定の手続きを経た後、平成 29 年度に、先ほど申し上げました農業委員会としての対応が正しかったかどうかの審査を審査会に挙げまして、その審査会の意見が約 3 年の年月を経て、今出たということでございます。開示請求から裁決書の送付までの流れは各々の案件の 2 枚目でございます、参考資料フロー図、審査請求手続きの基本的な流れ（ケース④）をご覧ください。流れとしましては、開示請求は請求人が開示請求を行ったものをこちらの方で請求された方で開示の決定をしまして、もし不服があれば請求人は審査請求を出す。その審査請求に基づきまして所定の手続き、これはこのフローにございます弁明書だとか、希望があれば口頭意見陳述などの手続きを経て、先程申しあげた審査会にあげるものでございます。

それでは、2 件の案件についての概要を説明します。まず、議案第 174 号別紙 1（趣旨及び概要について）をご覧ください。このケースは、請求人である●●氏が、農地台帳及び農地台帳の地図を見せよ、ということでしたが、農業委員会事務局では、農地法に公表する方法が書かれているので、市の情報公開条例に基づいては見せない、という回答をしました。それに対して●●氏は、それはおかしい決定なので全部見せるべきだ、ということでしたが。このことについては、審査会では、●●氏が正しい、農業委員会で閲覧以外の開示請求については見せるべきだという審査結果が出ました。農業委員会としては、この審査結果を尊重し、見たい部分を決めて見せるということで●●氏に知らせるべきと判断いたしました。知らせるべき文書は議案第 174 号別紙 1 裁決書（案）本文のとおりでございます。

次に、議案第 174 号別紙 2（趣旨及び概要について）をご覧ください。このケースは、請求人である●●氏が、請求する日までの平成 29 年度の職員の出張命令と復命書を開示せよ、ということでしたが、農業委員会事務局では、対応する期間の出張命令、これは、役所では基本仕事する部屋の中で仕事をしなさい、そうではなくて外に出る場合は、出張命令を取らなければならないというルールがあります。そのルールの中で、青森市内を移動する場合は、特に勤務地内旅行命令を取るようになります。その時の請求は、勤務地内旅行命令とそれに対応する復命書ということでしたが、その時の文書を見ますと、出張命令自体はあるのですが、復命書は未だなく、結果、そういう文書はありませんでした、という行政文書不存在の通知をいたしました。これに対して●●氏は、そんなことはあり得ない、あるだろうし、あるべきだ、ないというのであれば復命書を作って、作ったものを見せよ、とのことでございました。このことにつきま

しては、審査会では、実際ないのであろうし、口頭で復命したのであれば仕方がない、として農業委員会側の見解が正しいとしました。事務局としては、この審査結果を尊重し、●●氏に農業委員会側の見解が正しかったと知らせるべきと判断しました。知らせるべき文書は議案第 174 号別紙 2 裁決書（案）本文のとおりでございます。いずれも、裁決書のみ送るものとして、趣旨及び概要は送る予定はございません。なお、残りの 90 件につきましては、審査会への諮問等に向けて手続きを進めているところでございます。

長々と説明しましたが、要は、行政文書の開示請求に関して、農業委員会側の対応について部分的に良くない点があったので、それを直しなさいという意見が審査会から出たので、それに沿って農業委員会でも取扱いするということです。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○事務局

すみません。補足ですが、お手元に議案 174 号の別紙 1 の参考資料として、農地台帳及び地図のサンプルを配布いたしましたので、併せてご覧ください。よろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

はい。ご質問、ご意見ある方はございませんか。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、1 番秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

この開示の請求の目的は何なのでしょう。それをお知らせ願いたいと思います。

○事務局

元々の動機と申しますか、いきさつについては、議案第 174 号別紙 2 の「趣旨及び概要について」の下に、審査請求人の資料がございまして、ここに細かく書いておりますが、※（アスタリスク）がありまして、農地法の違反転用の疑いをかけられた知人の名誉を回復したいというのが動機、いきさつでございます。それに関しましては当時、事務局側での農地法違反ではないかという疑いに対する対応方が少々不味い点がございまして、それに関して、●●氏は知人の名誉を

回復したいという事が目的で、そういった行政文書の開示請求を始めた。そして、それからかなりの件数を請求していたったということでございます。以上です。

○1 番（秋谷進委員）

知人の。本人の。

○事務局

知人です。本人ではありません。

○1 番（秋谷進委員）

本人のではなくて。

○事務局

知人です。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかりました。

○10 番（齊藤光朗委員）

●●さん、職業は何。

○事務局

現在の職については存じません。元は青森県庁職員であったというお話は聞いております。以上です。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方、いましたらどうぞ。

ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、裁決書（案）のとおり決定することとし、当該裁決書を審査請求人である●●●●氏に送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なしの声)

○議長(福士修身会長)

異議なしと認め、裁決書(案)のとおり決定することとし、当該裁決書を審査請求人である●●●氏に送付することに決定いたします。

次に、報告第112号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が15件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第113号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で3件でございます。以上です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 114 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 2 件でございます。なお、非農地証明については、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

以上で本日の審議は全て終了いたしました。事務局から、その他何かありましたらどうぞ。

(農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、新委員の募集関係について)

(次回の月例総会は 12 月 10 日(月)午後 1 時から柳川庁舎 2 階大会議室で開催予定の連絡)

○議長(福士修身会長)

最後になりますけれども、委員の皆様から何かありませんか。

(澤田委員から、事前に配布された航空写真について質問

→議案第 174 号別紙 1 の参考資料である地図のサンプルであることを説明)

○議長(福士修身会長)

それでは、これを持ちまして、第 32 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。